

世界の人権はいま

―普遍的定期審査の現場から―（その十七）



研究センター所長
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

二〇〇八年五月九日に行われた日本の第一回普遍的定期審査（UPR）では、四二カ国の代表が発言した。そこでは、現在もなお日本が抱える国際人権法上の課題について勧告が行われた。

まずは、日本に対してバリ原則に沿った国内人権機関の設置を求めたのが、アルジェリア、フィリピン、カナダであった。なお、UPRが行われた二〇〇八年の初めに日本において七名の死刑が執行され、前年二〇〇七年には四六名に死刑判決が言い渡され、その結果、一〇〇名を超える死刑確定者がいることも手伝

い、死刑執行の停止など死刑制度の見直しを検討すべきであるとの勧告が、ベルギー、英国、ルクセンブルク、ポルトガル、フランス、アルバニア、メキシコ、オランダ、トルコ、スイスの一〇カ国からなされた。

また、被逮捕者を長期間勾留する結果につながる日本の「代用監獄」制度については、自由権規約委員会や拷問等禁止委員会が日本政府報告書審査の際に懸念を表明しているが、この問題についても、アルジェリア、ベルギー、マレーシア、英国、ドイツの五カ国によって事態の改善を求める勧告が行われた。

さらに、第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連の人権メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会及び拷問等禁止委員会）からの勧告に対して誠実に対応することを求める勧告が、北朝鮮、中国、フランス、オランダ、韓国などからなされた。現在では歴史問題として日本を強く非難する中国が、このUPRでは先の勧告の存在に触れる形の控えめな発言にとどまっているのは、二〇〇八年が日中平

和条約締結三〇周年で日中両国の首脳（福田康夫総理大臣・胡锦涛国家主席）間で「戦略的互惠関係」の包括的な推進に関する日中共同声明が発出された年であつたからだと推測される。

日本は、個人通報制度を定めた自由権規約第一選択議定書をはじめ、女子差別撤廃条約選択議定書や拷問等禁止条約選択議定書を批准しておらず、さらには人種差別撤廃条約第一四条に基づく個人または集団からの通報を認める宣言を行っていないが、メキシコとブラジルは日本に条約の批准等を勧告した。

周知のように、日本は二〇一六年度にいわゆる人権三法、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消促進法」という差別解消のための三つの法律を施行したが、いまだに国内に差別禁止法は存在しない。このUPRにおいて、ブラジルは、あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定を検討するように日本に勧告した。

二〇二〇年の大村入国管理センターにおける被收容

者であるナイジェリア男性の死亡事案、二〇二一年の名古屋入国在留管理局における被收容者のスリランカ女性の死亡事案もあり、現在、入国者收容所における被收容者の処遇について高い関心が集まっている。「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）」の改正法案は、与野党の間で激しい政治対立になっている。入管法では、入国者收容所等視察委員会が被收容者の処遇の改善の作業を行っているが、必ずしも十分な権限もまた独立性も確保されていないとの批判がある。こうした中で、第一回UPRで、米国が、入国者收容所を調査する国際的な監視員を受け入れるよう勧告していることが注目される。このような国際的な調査の文脈で、国連人権理事会の特別手続の報告者の恒常的な招待を日本に検討を求める勧告が、ブラジルによってなされた。

こうした各国の勧告に対する日本の回答については、次回に検討したい。